

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B）における資格喪失日に係る記録を昭和55年12月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月6日から同年2月12日まで
② 昭和55年11月21日から同年12月6日まで
③ 平成2年9月21日から同年10月1日まで

申立期間①は、C社に勤務しており、後にA社と社名が変更したが、業務の変更は無く、継続して勤務していた。

申立期間②は、A社に勤務しており、支店の設立準備のため、D県B市からE県F市に勤務地は移ったが、継続して勤務していた。

申立期間③は、G社の役員として入社し、平成2年9月21日から勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が同年10月1日となっている。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（A社（B）から同社（F）に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる関連資料は無く、異動の発令日は不明であるが、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立期間②より前にA社（F）において勤務していたものと推認される。

一方、オンライン記録によると、A社（F）が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和55年12月6日であるが、同社で経理事務を担当していた同僚は、「A社（F）が厚生年金保険に加入するまで、給与はA社（B）から出

ていたと思う。」と証言していること、及び申立人は申立期間②直前の同年2月12日から同年11月21日までの期間については、上述のとおり同社（F）に勤務していたものと推認されるが、同社（B）において厚生年金保険被保険者としての記録があることから判断すると、同社（F）が適用事業所となるまでの期間は、引き続き給与が支払われていた同社（B）で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における昭和55年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に閉鎖し、閉鎖時の事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人がC社の承継会社であるA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、C社は昭和55年1月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、承継会社であるA社（B）は同年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①は両事業所とも適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社及びA社（B）の厚生年金保険被保険者記録がある同僚3人が、申立期間①において、厚生年金保険の第4種被保険者であったことが確認できる上、申立人と同様に、申立期間①に厚生年金保険が未加入となっている同僚に照会したが、当該期間の厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、A社は既に閉鎖しており、閉鎖時の事業主は、「当時の書類は廃棄して残っていない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

申立期間③について、当時の役員の証言から、申立人が当該期間、G社に勤務していたことが推認できる。

しかし、G社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

また、当時の同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、G社の役員として入社したと申し立てているところ、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立期間③後の平成2年11月19日に取締役就任していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和42年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月21日から同年11月1日まで

昭和42年の春にA社に入社し、半年間、C県の本社人事本部に所属して研修を受け、その年の10月末ごろD県のB工場へ配属された。申立期間中は継続して勤務しており、給与も支給され、厚生年金保険料は控除されていたにもかかわらず、この期間中の記録が抜けていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明書、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年10月21日にA社（本社）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票に記載された昭和42年11月の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成15年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月31日から同年4月1日まで

平成15年3月31日までA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、過日、記録を確認したところ、資格喪失日が同年3月31日となっていた。資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「当時の関係資料は無いが、申立人の離職日と資格喪失日とを間違え、1日のずれが生じた記憶がある。また、給与は月末締めで、保険料は当月控除であった。」と回答している。

また、申立人が所持する平成15年3月の給与支給明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成15年3月31日までA事業所に継続して勤務し、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書で確認できる保険料控除額及び申立人のA事業所における平成15年2月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記のとおり退職日と資格喪失日の記入を誤ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月6日、資格喪失日が54年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和50年3月6日から54年8月31日までA社B工場に在籍し、翌日に他社に移籍した。私は、厚生年金保険が途切れることがないように特に注意していたので、当時の総務担当者に手続は大丈夫かと聞いたら、「大丈夫です。」と言われたことを覚えている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（平成22年3月8日付けの申立人に係る資格喪失日訂正届）により、申立人は、A社B工場に昭和54年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和54年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月 8 日に、事業主が当時の事務手続を誤ったとして資格喪失日の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年9月までの期間及び55年11月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年1月から52年9月まで
② 昭和55年11月から56年3月まで

平成19年にねんきん特別便を受け取り、申立期間①について未納であることを知った。当時、既に亡くなった母親が自分の分と一緒に私の保険料を納付してくれていた記憶があるので、未納と記録されていることは納得できない。

また、申立期間②については、このうち昭和55年11月及び同年12月の保険料が還付されたことは記憶しているが、私は保険料の還付を請求した覚えは無い。役所が勝手に行ったことなので、還付対象期間を含む申立期間②の保険料を納付したものと記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年12月15日に払い出され、申立人がA組合員資格を喪失した46年12月31日の翌日である47年1月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、この時点では、申立期間①の保険料については、制度上時効により保険料を納付することはできず、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄中

「被保険者でなくなった日」欄を確認しても、オンライン記録と同様に昭和55年11月12日と記載されていることが確認できることから、当該期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和55年11月及び同年12月の分の国民年金保険料を56年2月16日に納付した後、55年11月の婚姻日にさかのぼって被保険者資格を喪失したことにより、当該2か月分の保険料が還付されたことを認めているが、この還付は、役所が勝手に行ったものであり、結果として、申立期間②の国民年金保険料を納付する機会が奪われたとして、当該期間は保険料納付済期間として取り扱われるべきであると主張している。

しかしながら、国民年金の強制適用被保険者とされない者は、申出により被保険者となることとされており、国民年金に加入するか否かは、当該被保険者の選択に委ねられているところ、A市において資格喪失届を受理したことにより、昭和55年11月12日にさかのぼって国民年金被保険者資格を喪失処理されており、申立期間②は未加入期間となることから、既に保険料が納付済みであった同年11月及び同年12月の分の国民年金保険料が還付されたことは適正な事務処理であり、このことをもって、申立期間②を納付済期間とすることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年6月まで

私が26歳のころ、市役所職員が二人、当時住んでいたA市の実家の前で、私の帰宅を待っており、「近い将来、国民年金の保険料が上がる予定だから、今なら、さかのぼって支払いができる。」というような説明を受け、相当な額をすぐに支払った。また、数か月後に同じ市役所職員が、「ミスでまだ抜けていたところがあった。」と来たので、お金を支払い、「これできれいに埋まっている。」と説明を受けた。

ところが、今回、社会保険事務所（当時）において、その当時の紙台帳をスキャンしたと思われるコピーを見せてもらったところ、申立期間の納付記録が無かった。調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月6日に払い出され、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である47年5月21日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、同手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるところ、当該時点で時効とならない申立期間後の48年7月から48年9月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間について、2回にわたり過年度納付していることが国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から確認できることから、申立人の記憶は、このときの記憶と考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された当時、昭和48年3月までの国民年金未納期間について特例納付が実施されていた時期であることから、申立期間のうち、47年5月から48年3月までの期間の納付については

特例納付によることとなるが、申立人は、特例納付の説明を受けた記憶は無く、納付したとする保険料額についても具体的には記憶していない上、A市及び申立人と同日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた申立人と同地域の住人から聞き取りを行ったが、当時、A市職員が特例納付に係る保険料の徴収に訪問した事実について確認することができず、特例納付を行った事情はうかがえない。

さらに、申立人に対して、昭和46年11月19日に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この時点では、申立人は厚生年金保険被保険者であったため取下げ処理がされていることが確認でき、申立人自身もこのことについての記憶は無いとしていることから、同手帳記号番号により保険料が納付されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 908

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで
会社を退職したので、夫と共に国民年金に加入し、二人分の保険料を一緒に納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月に国民年金の加入手続を行い、夫婦一緒に国民年金保険料を、A市B区役所窓口で納付したと主張しているが、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、52年12月15日に連番で払い出され、51年4月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できる。そのため、この国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、A市B区では、「過年度保険料の納付書は手書きで発行していたが、収納はしていない。区役所の中に入っていた金融機関でも取り扱っていなかった。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける事情はうかがえない上、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間の保険料が未納となっている上、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する保険料の収滞納リストからも、申立期間の保険料納付を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から52年3月まで
妻が会社を退職したので、妻と共に国民年金に加入し、妻の保険料と一緒に納付してきた。加入手続等は妻が行い私はかかわっていないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月にその妻が加入手続を行い、夫婦一緒に国民年金保険料を、A市B区役所窓口で納付したと主張しているが、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、52年12月15日に連番で払い出され、51年4月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できる。そのため、この国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、A市B区では、「過年度保険料の納付書は手書きで発行していたが、収納はしていない。区役所の中に入っていた金融機関でも取り扱っていなかった。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける事情はうかがえない上、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、保険料を納付したとされる申立人の妻も申立期間の保険料が未納となっている上、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する保険料の収滞納リストからも、申立期間の保険料納付を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月

昭和61年4月に会社を退職し、同年5月に再就職するまでの間に、町役場から届いたはがきを持って窓口で国民年金の保険料を納付し、2冊になった年金手帳を現在勤務している会社（A社）に提出した。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月21日に会社を退職し、同年5月7日に現在の会社に再就職するまでの間に、B町から国民年金の加入勧奨はがきが届いたため、同町役場で加入手続をし、保険料を納付の上、年金手帳を発行してもらったと申し立てているが、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料の納付書及び年金手帳が発行されたとは考え難い。

また、B町の担当者は、「当時、届出が無ければ厚生年金保険の被保険者資格喪失を当役場において把握することはできないため、短期間での国民年金の加入勧奨はできなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、2冊になった年金手帳を現在勤務しているA社に提出した際に、「一つにまとめます。」と言われたと証言しているが、同社の担当者は、「預かった年金手帳は資格取得届の用紙に添付して、社会保険事務所（当時）に提出していたはずであり、会社で1冊にまとめることはできなかったはずである。」と証言しているところ、年金事務所の職員は、「2冊預かった場合、2冊とも返却していたはずである。仮に1冊にまとめたとしても平成9年1月1日に基礎年金番号が導入される以前は厚生年金保

険の記号番号と国民年金の記号番号は別々であり、国民年金の記号番号欄に番号を記載して記録を転記してから返却したはずである。預かった手帳の記録そのものを消してしまい、勝手に処分することは考えられない。」と回答している上、同社が保管している申立人の年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載されていることが確認でき、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 911 (事案 106 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から平成2年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から平成2年7月まで
申立期間について国民年金保険料をA町の職員に一括納付したのに、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人又はその妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、国民年金保険料の納付時期、納付金額等についての申立人の記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人が、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張する平成2年7月又は同年8月の時点では、申立期間のうち昭和63年3月までは時効により納付できない期間である上、同年4月から平成2年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となるため町役場で納付することができなかったものと考えられ、申立内容には不合理な点が見られることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は保険料を納めていないということはあると主張するが、今回の申立内容は前回と同じであり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A事業所に昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの 1 年間勤めていたのに、厚生年金保険の加入月数が 11 か月となっていることに納得できない。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に昭和 57 年 3 月 31 日まで勤務していたかどうかにかかわらず同事業所に在籍していたはずであり、同年 4 月 1 日が正しい厚生年金保険被保険者資格の喪失日である。」と主張しているところ、事業主が保管する申立人が記載した昭和 57 年 3 月 8 日付けの退職届には、「昭和 57 年 3 月 31 日をもって退職させていたしたくお届け致します。」との記述が確認できる。

しかしながら、申立人に係る労働者名簿を見ると、昭和 57 年 3 月退職と記載されているものの、退職日の記載は確認できない上、事業主は、「退職日及び厚生年金保険料控除については、関係資料が無いことから不明である。」と証言していることから、申立人の退職月（昭和 57 年 3 月）に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA事業所における離職日は、昭和 57 年 3 月 25 日とされ、離職票が交付されていることが確認できる。

さらに、申立人と同日の昭和 57 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚からも、退職月に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られない上、当該同僚は、同日付けで健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 1 日から 19 年 3 月 31 日まで

平成 18 年 7 月から標準報酬月額が大きく引き下がった。会社からは、社会保険料を削減するために、給与体系の変更を行い、給与は基本給等の固定給と歩合給に分けたので、各個人で確定申告をするようにとの指示があった。

しかし、支給されていた給与額は以前と同様であったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の給与は、基本給と歩合給に分けられていたが、支給総額は従前と変わらなかったため、オンライン記録の標準報酬月額が著しく低額であるのは納得いかない。」と申し立てており、その主張を裏付ける資料として給与明細書（平成 17 年 3 月から同年 7 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月及び 19 年 3 月の分）、歩合明細書（平成 19 年 2 月 25 日発行のもの）及び預金口座（平成 14 年 9 月 2 日から 19 年 11 月 15 日までの期間の入出金記録が記載された頁）の写しを提出している。

しかしながら、A社は、「通常の労働時間管理については、固定給で支払い、営業活動部分の対価については、本人の労働時間管理に基づくため、会社の指揮命令が及ばない時間の対価として、受注した請負契約の完成に応じた『報酬』として支払うべきものと判断した。この判断を反映して、平成 18 年に給与体系を見直し、申立人にも説明し、本人納得の上、営業部分の対価は、歩合給で支払うことになった。当該歩合給は、請負報酬と考えられるので、当該歩合給に対する社会保険料は控除していない。」と回答している。

また、当時の同僚も、「営業社員は、固定給と歩合給に分けて給与が支給さ

れていた。」と供述しており、当該事業所の回答と一致している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人から提出された歩合明細書は、厚生年金保険料の控除について記載されておらず、申立人から提出された給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額及びA社が保管する申立期間に係る賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、当該事業所に係るオンライン記録を確認しても、さかのぼって申立期間の標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 758 (事案 73 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から 46 年 4 月 26 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A事業所での厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 40 年 3 月 1 日、資格喪失日が同年 12 月 1 日となっている。しかしながら、私は、同年 12 月 1 日以後も、A事業所に勤務していたことは間違いない。

前回の申立てに対して平成 20 年 7 月 1 日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする通知を受けたが、納得できないので、再度調査して被保険者資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、期間は明らかではないものの、申立人はA事業所において勤務していたことが推認できるが、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無く、申立人は保険料が控除されていたことに関して具体的に記憶していないこと、ii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 40 年 12 月 4 日に申立人の健康保険被保険者証が返納されたことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、今回の再申立てに当たり、社会保険事務所に記録されている資格喪失日(昭和 40 年 12 月 1 日)以後も、A事業所に勤務していたとする、当初の申立てと同じ主張を続けているものの、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる新たな証言及び資料等を提出していない。

また、当時の同僚は、「当時の社会保険への加入は、従業員全員が対象ではなく、希望者だけだったと思う。適用事業所になった時は、全員が加入したが、保険料の負担が大きいために、社会保険を途中で辞めた者もいたと思う。」と証言している。

さらに、当時の経理担当者も、「当時は、社会保険の被保険者資格がある従業員でも、本人の希望により、被保険者資格を喪失した者があったと思う。」と証言している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月から36年10月1日まで

申立期間当時、健康保険の無い会社もあったため、就職するに当たり健康保険の有ることが大きな条件であった。A社において昭和36年10月1日から厚生年金保険に加入したこととなっているが、34年7月から勤務していたので、調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の上司及び申立期間に勤務していた同僚の証言から、入社した時期は明らかではないものの、申立人が昭和34年7月ごろからA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和50年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、既に死亡している上、上記の上司及び同僚に聴取しても、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況に係る証言が得られない。

また、オンライン記録によると、A社における厚生年金保険の資格取得者については、数名ずつが同一日に資格取得している状況が見受けられることから、申立期間当時の当該事業所では、一定期間に入社した従業員の被保険者資格の取得を、まとめて行っていた可能性が考えられる。

さらに、事情を聴取できた同僚の中には、申立期間当時のA社では試用期間があり、入社してすぐに厚生年金保険に加入できなかったと証言する者も見られる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無く、同名簿の記録に不自然な状況はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 1 日から 44 年 12 月 1 日まで
② 昭和 45 年 9 月 1 日から 47 年 1 月 21 日まで

A社が経営するB「C」が開業するため、昭和 41 年 3 月 1 日に同社にDとして入社し、44 年 11 月末に辞めるまでの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。また、同社をいったん退職した後、再入社して「C」に勤務した45 年 9 月 1 日から 56 年 6 月までの期間のうち、45 年 9 月 1 日から 47 年 1 月 21 日までの期間の厚生年金保険の加入記録も無いので、調査して、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に関する具体的な供述、同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間①及び②においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない上、当時の同僚に聴取しても、申立人の厚生年金保険の加入状況に係る証言が得られない。

また、A社は、「申立人に係る『厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書』を保管しており、そこに記載されている資格取得日は『昭和 47 年 1 月 21 日』である。厚生年金保険被保険者に係る資格取得届と基金の加入員資格取得届に関する届出書類は同じ様式の複写式であったため、当時の状況や理由は明らかではないが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出を行っていなかったものと思われる。」と回答している。

さらに、E厚生年金基金も、「申立人の加入資格取得日は『昭和 47 年 1 月

21 日』であり、当時は、当基金の厚生年金基金加入員資格取得届及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届は同じ様式の 5 枚複写であったと思われる。」と回答しており、同基金の申立人に係る加入資格取得日は、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致している。

加えて、申立人が申立期間当時に勤務していたとして名前を挙げた同僚の中には、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が多く見られることから、申立期間当時、同社では、一部の従業員についてのみ、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

なお、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。